

事務連絡  
令和5年1月10日

各 厚生労働大臣認可  
消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する支援措置等の周知について  
（協力依頼）

平素から消費生活協同組合（連合会）の健全運営に格段の御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱におきまして、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることに加えて、令和4年度第2次補正予算においても、制度導入にかかる補助金等の拡充が行われております。

つきましては、これらの支援措置やインボイス制度の概要について分かりやすくご案内したリーフレット（別添1・2）を送付いたしますので、各組合（連合会）におかれましては、リーフレットの内容をご確認の上、職員や会員組合等への周知について、改めてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添1のリーフレットにおいて、支援措置の一つとして小規模事業者向けの「持続化補助金」が紹介されておりますが、消費生活協同組合（連合会）は当該補助金の補助対象外となりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

担当：生協第1係、生協第2係  
TEL：03-5253-1111（2854、2875）  
メールアドレス seikyogyomu@mhlw.go.jp